

高砂市役所食堂運営事業者公募要領

食堂運営のコンセプト

- ☆職員がより利用したくなる食堂
- ☆市民等に親しんでもらえる食堂
- ☆安全・安心な食材の利用

職員の福利厚生及び来庁者の利便性向上を目的とし、本市が提示する諸条件の下、高砂市役所食堂運営事業者を公募し、プロポーザル方式により選定する。

記

1 業務名

高砂市役所食堂運営事業

2 業務内容

別添「高砂市役所食堂運営事業者公募に係る仕様書」のとおり

3 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、令和9年3月31日までは継続して運営するものとする。(要「使用許可申請」)

令和9年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、使用期間満了の5箇月前までに書面により意思表示を行い、かつ、当初高砂市が定めた公募条件を変更しないことを前提として年度ごとに申請を行うことにより、最長令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができる。

4 参加資格要件

食堂運営におけるコンセプトを踏まえ、熱意を持って日々の業務に取り組むことを最も重要な要件とする。

その他の要件については、以下のとおりとする。

- (1) 公募要領及び別添の「高砂市役所食堂運営事業者公募に係る仕様書」の内容を理解し、良質な飲食品を低廉な価格で提供できる者であること。
- (2) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間において、1年以上継続した飲食業の営業実績があること。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を有しており、市庁舎において営業許可が受けられる見込みがある者
- (4) 公募開始日から審査の日までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する資格制限に該当しないこと。
- (5) 公募開始日から審査の日までの間において、高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）

- 第3条に規定する資格制限に該当しないこと。
- (6) 公募開始日から審査の日までの間において、高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (7) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (9) 公募開始日において納期限が到来している国税及び高砂市税について、完納していること。
 - (10) 本市との協議及び調整に十分な能力を有し、契約、本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和7年7月1日（火） |
| (2) 公募開始（市ホームページ及び広報7月号掲載） | 令和7年7月1日（火） |
| (3) 質問書提出期限及び現地見学終了 | 令和7年8月29日（金） |
| (4) 質問書に対する回答 | 令和7年9月12日（金） |
| (5) 参加申込書提出期限 | 令和7年9月30日（火） |
| (6) 審査 | 令和7年10月下旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年11月上旬 |
| (8) 選定業者との調整 | 令和7年11月下旬 |
| (9) 契約の締結 | 令和7年12月上旬 |
| (10) 準備期間 | 契約締結日～3月 |
| (11) 食堂運営開始 | 令和8年4月1日 |

6 参加手続

(1) 提出書類等の配布

参加申込書、仕様書その他公募に関する様式は、令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）までの間に本市ホームページからダウンロードするか、総務部総務室人事課まで取りに来ること。

(2) 公募に関する質問

公募に関して質問がある場合は、「公募に関する質問書」（様式4）を令和7年8月29日（金）までに総務部総務室人事課に提出すること。郵送の場合は必着とする。

回答は、令和7年9月12日（金）までに郵送にて行う。

(3) 現地見学

現状の庁舎内食堂を確認したい場合は、「現地見学申込書」（様式5）を総務部総務室人事課に提出すること。見学会の実施は、令和7年8月29日（金）までとする。

見学日時については、調整後、電話にて連絡する。

(4) 参加申込書の提出

公募に参加される場合は、以下の表の番号1から10までの書類を令和7年9月30日(火)までに総務部総務室人事課に提出すること。郵送の場合は9月30日必着とする。

番号	提出書類	摘 要	法人	個人
1	公募参加申込書	・様式1	○	○
2	営業実績報告書	・様式2	○	○
3	許可証明書	・営業上、必要な許可、認可、登録等の証明書等	○	○
4	企画提案書	・様式3 ・紹介用のパンフレット等がある場合は、参考に添付すること。	○	○
5	誓約書	・様式6	○	○
6	代表者身分(身元)証明書	・代表者の本籍地の市町村で証明されたもの		○
7	住民票抄本	・住所地の市町村で証明されたもの (住所、氏名及び生年月日が確認できるもの)		○
8	登記事項証明書	・所轄の法務局で証明されたもの	○	
9	国税の納税証明書	・所轄の税務署で証明されたもの ・個人の場合は、申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明されたもの(申請代表者名義のもの)様式その3の2 ・法人の場合は、法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明されたもの(申請法人名義のもの)様式その3の3 ・消費税及び地方消費税の証明は免税業者も必要	○	○
10	市税の完納証明書 ※高砂市発行のもの	・様式8 ・本店が高砂市内にある者(本店用1通) ・受任者(契約締結権限を委任された営業所)が高砂市内にある者(本店用と受任者用の2通) ・個人の場合は申請代表者名義のものを、法人の場合は申請法人名義のものを提出。ただし、受任者がある者は、当該受任者名義のものも提出が必要	○	○

※番号6から10までの書類については令和7年7月1日以降に証明されたものに限る。

※番号9及び10において納税又は徴収の猶予を受けている場合は「猶予許可通知書」の写しを提出すること。

7 選定方法

審査基準に基づき評価し選定する。(提案者が1者であっても、評価は実施する。)

- (1) 実施日 令和7年10月下旬
- (2) 審査内容 公募参加者による企画提案書の説明及び質疑応答を行う。
- (3) 出席者 3名以内
- (4) 審査基準 以下の表の評価項目について5段階評価で行う。

評価項目	
1	食堂業務へ取り組む基本的な考え方について
2	食堂業務実施体制について(営業時間、配置人数など)
3	安全衛生管理について(食中毒、異物混入の防止策など)
4	感染症対策について(新型コロナウイルス対策など)
5	提供メニューについて(品数、内容など)
6	提供価格について
7	行政財産使用料について

- (5) その他 実施日時は後日連絡する。

8 参加辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに市担当部署に電話連絡のうえ、「参加辞退届」(様式7)を持参又は郵送により提出すること。

9 担当部署

高砂市総務部総務室人事課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL : 079-443-9005 (直通)

FAX : 079-442-2229

E-mail : tact1520@city.takasago.lg.jp